



第62回 契約実務（フリーランス新法）

Question

フリーランスで働く人々を保護するための「フリーランス新法」が成立したと聞きました。当社もフリーランスに外注する場合があります。概要や注意点を教えてください。

Answer

世間では「フリーランス新法」「フリーランス保護法」「フリーランス保護新法」などといわれることが多いのですが、正式名称は「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（以下「フリーランス新法」と表記します）といいます。

この法律は、令和5年4月28日に成立し、同年5月12日に公布されました。本稿作成日時点で施行日は未定ですが、公布の日から1年6か月以内に施行される予定とされているので（法附則1項）、遅くとも令和6年11月頃までには施行されることとなります。

フリーランス新法によって、事業者がフリーランスに業務委託を行うためには、業務委託をする際の取引条件の明示、給付を受領した日から原則60日以内での報酬支払、ハラスメント対策のための体制整備等が義務付けられます。本稿の内容を確認して法律に違反する発注行為や業務フローがないかを点検し、フリーランス新法施行後に違反が生じないように努めてください。

1. 下請法との違い

これまで、フリーランス（特定受託業務従事者）に仕事を発注する際に注意すべき法律は下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」といいます）だけでした。下請法が適用される取引は、物品の製造・修理委託や一定範囲の情報成果物・役務提供委託に限定されており、かつ発注者と下請事業者の資本金区分によっては適用範囲から外れ、下請法の適用対象外になっていました。これに対し、フリーランス新法では、業種や資本金区分による適用範囲の制限はありませんので、かなり広範な取引に適用されます。

2. フリーランス新法の目的

働き方の多様化に伴い、個人の知識・経験・技能を生かして仕事を行うフリーランスが年々増加しています。しかし、フリーランスで働く人々は、ビジネス上の立場が弱いことが多く、不当な契約を締結させられたり、不当に搾取されたり、いつの間にかトラブルに巻き込まれたりすることも多く、その保護が課題とされていました。フリーランスが安心して働ける就業環境を整備することがフリーランス新法の目的です。

3. 対象になる当事者・取引

フリーランス新法で保護の対象としているフリーランスには、個人事業主といわれる「個人であって、従業員を使用しないもの」（法2条1項1号）だけではなく、「法人であって、一の代表者以外に他の役員・・・（中略）・・・がなく、かつ、従業員を使用しないもの」（法2条1項2号）も対象になります。取引相手が株式会社、合同会社、一般社団法人などの名称を用いても同法で保護されるフリーランスに該当する可能性があります。また、フリーランスを専業でやっている人だけではなく、副業・兼業でフリーランスをしている人も対象になりますので、注意が必要です。

4. 下請法と同様の規定

フリーランス新法には、下請法において規定されているのと同様の規定が盛り込まれています。具体

的には以下のとおりです。

(1)書面交付義務

フリーランスに対し業務委託をした場合、委託内容（仕事内容）、報酬額、支払期日等の事項を書面又はメールなど電磁的な方法によって明示しなければなりません（その他に具体的に何を明示すべきかはまだ定められておらず、今後、公正取引委員会規則等により徐々に指針が整備されていく予定です）。

(2) 60日（再委託の場合は30日）の報酬支払義務

フリーランスに対し業務委託をした場合、給付受領日・役務提供日から起算して60日以内に報酬を支払わなければなりません（法4条1項・2項・5項）。フリーランスに再委託した場合には、発注元からの元委託支払期日から起算して30日以内にフリーランスに報酬を支払わなければなりません（法4条3項・4項・5項）。

(3)継続取引を行う際の禁止事項

フリーランスと一定期間以上継続して取引を行う場合、以下の①乃至⑤の行為が禁止されます（法5条1項）。また、⑥及び⑦の行為によってフリーランスの利益を不当に害してはいけません（同条2項）。

- ①フリーランスの帰責事由のない給付受領拒絶（役務提供以外）（法5条1項1号）
- ②フリーランスの帰責事由のない報酬減額（同条1項2号）
- ③フリーランスの帰責事由のない返品（役務提供以外）（同条1項3号）
- ④通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めること（買ったとき。同条1項4号）
- ⑤正当な理由なき物・役務の強制（同条1項5号）
- ⑥フリーランスに経済上の利益を提供させること（同条2項1号）
- ⑦フリーランスの帰責事由なく給付内容を変更し又はやり直させること（同条2項2号）

5. 労働者と類似の保護

フリーランス新法には、フリーランスがより安心して就業できるよう、以下のように労働者と類似した保護も盛り込まれています。

(1)募集の際の的確表示義務

不特定多数のフリーランスを相手に業務委託募集を行う際には、正確かつ最新情報を伝える必要があります。虚偽の表示や誤解を招く表示をしてはいけませんし、正確かつ最新の内容に保つ義務があります（法12条1項・2項）。

(2)妊娠・出産・育児・介護への配慮義務

フリーランスと一定期間以上継続して取引を行う場合、発注事業者は、フリーランスが妊娠・出産・育児・介護と業務を両立できるように、フリーランスからの申出に応じて「その者の育児介護等の状況に応じた必要な配慮」をしなければなりません（法13条1項）。

(3)ハラスメント防止措置義務

フリーランスに対するセクハラ・マタハラ・パワハラについて、フリーランスの相談に応じ適切に対応する体制整備等の必要な措置を講じる義務があります（法14条1項）。

(4)契約解除・不更新の30日前予告義務

発注事業者は、フリーランスとの継続的業務委託に係る契約を解除したり不更新したりしようとする場合は、原則として少なくとも30日前までに予告する義務があります（法16条1項）。

6. 違反した場合

発注事業者がフリーランス新法に違反すると、行政機関による必要な調査（法17条2項）、助言及び指導（法22条）、報告及び検査（法20条）、勧告（法18条）、命令（法19条）などが行われます。また、命令違反、報告及び検査拒絶、検査妨害等を行った場合には、50万円以下の罰金に処せられる可能性があります（法24条乃至法26条）。

《 著者略歴 》

札幌市出身。札幌南高校、慶應義塾大学卒業。同大学大学院在学中に司法試験に合格し、2002年から国内大手渉外事務所のTMI総合法律事務所にて勤務。同事務所で企業法務、事業再生、M&A、知的財産関連業務等に従事した後、2007年にアンビシャス総合法律事務所を設立し、現在に至る。著書に「創業者・経営者のための30分で分かる出口戦略-事業承継・MBO・IPO・M&Aの備え方」（プレジデント社）「成功する！M&Aのゴールデンルール」（民事法研究会）「弁護士に学ぶ！契約書作成のゴールデンルール」（民事法研究会）ほか多数。